

日本語教育機関の告示基準の一部改定について

令和4年1月25日
出入国在留管理庁

1 改定の趣旨

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）の表の法別表第1の4の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄第6号の規定に基づき法務大臣が文部科学大臣の意見を聴いた上で告示をもって定める日本語教育機関の基準については、平成29年8月1日からその運用を開始したところ、運用状況を踏まえて次のとおり改定を行うもの。

2 改定の概要

（1）学則で定める事項の追加（第1条第1項第2号）

本告示基準第1条第1項第30号によって既に義務化している「健康診断の実施」について、その重要性に鑑み、学則で定める事項に追加するもの。

（2）校地及び校舎の所有権に係る基準の例外規定の追加（第1条第1項第21号、第22号）

校地及び校舎が設置者の所有に属することとする第21号及び第22号に関し、その例外規定として、「設置者が地方公共団体や教育事業を10年以上継続して運営し日本語教育機関を運営することに支障がないことが確実である場合」を追加し、「20年以上継続して留学生受入れ事業を行っている日本語教育機関である場合」を削除するもの。

（3）「日本語能力の参照枠」の適用（第1条第1項第44号、第2条第1項第6号）

文化審議会国語分科会が令和3年10月12日に「日本語教育の参照枠」を取りまとめたことを受け、文部科学省から同基準を本告示基準に組み込むよう要請があったことから、日本語能力の評価基準を「言語のためのヨーロッパ共有参照枠（CEFR）」から「日本語教育の参照枠」に改めるもの。

（4）専任教員数に係る経過措置の延長（附則第2条）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による日本語教育機関の経営状況に鑑み、令和4年9月30日までの専任教員の増員は困難であることから、本告示基準第1条第1項第12号における定員数当たりの専任教員数に係る経過措置を令和5年9月30日まで延長するもの。